

食堂等の行政財産使用料の取扱いについて

食堂等事業者の皆様へ

令和6年12月19日
大阪府教育庁

平素は大阪府の教育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、大阪府立高校における食堂等の事業者様にご負担を求めています「行政財産使用料」の取り扱いについて、以下のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

■概要

食堂等の事業者様の負担を少しでも軽減し、大阪府立高校における食堂等が継続的・安定的に営業していただけるよう、これまで事業者様から徴収していた「行政財産使用料」を全額免除することとしました。

■対象

食堂＋自動販売機の営業、その他、食堂の代替・拡充としての使用に該当するものが免除の対象となります。

※具体例

コンビニエンスストア、食品の自動販売機、校内での弁当販売、日々のキッチンカーなど。

※「食の場」に該当しないものみの営業（飲料自動販売機のみ、給品部のみ営業など）を実施する事業者様については従来どおり使用料は徴収します。

■開始時期

令和7年度使用（営業）分以降の行政財産使用料を全額免除します。

令和6年度中に令和7年度使用（営業）分以降の行政財産使用許可を行う場合に限り、以前に行政財産使用許可をした案件で許可期間が令和7年度以降も含まれている場合は、令和7年度使用（営業）分以降の行政財産使用料を全額免除します。

（原則、本措置を継続実施しますが、情勢等により取扱いを変更する可能性があります）

★令和7年度営業以降分について、「行政財産使用料免除申請書」を学校へご提出ください。